別紙様式第 21 号

2025 年 12 月 23 日

一般社団法人　投 資 信 託 協 会
会 長　松　下　浩　一　殿

キャピタル アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　　山　崎　年　喜

１．委託会社等の概況（2025年11月末現在）

（1）資本金等

① 資本金の額
280百万円

② 会社が発行可能な株式総数
40,000株

③ 発行済株式総数
8,595株

④ 過去５年間における資本金の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

① 会社の組織図

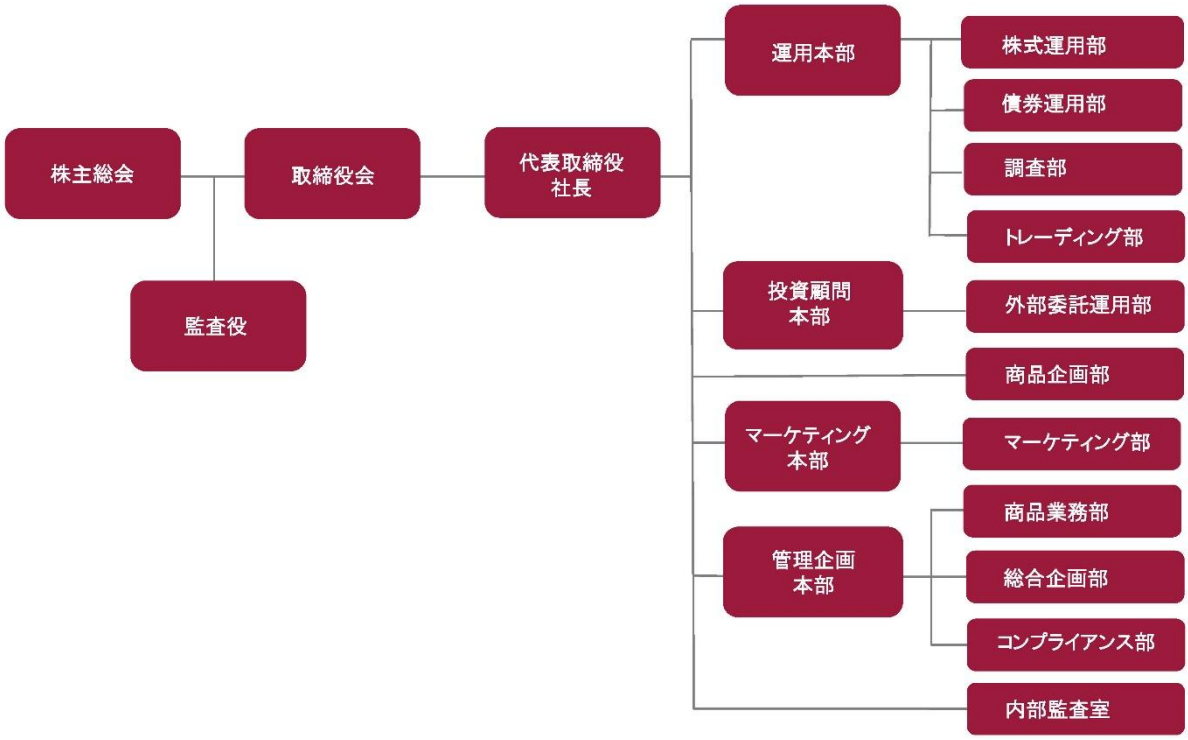

（注）上記組織は、2025年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は３名以上15名以内、監査役は３名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後１年以内、監査役は、就任後４年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ

投資政策委員会

①原則月１回会議を開催し、投資環境の分析・検討を踏まえた当ファンドの基本的な運用方針並びに運用計画等を審議決定。
②代表取締役、運用本部長、投資顧問本部長、運用本部各部長、トレーディング部長、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス部長、商品企画部長、内部監査室長及び委員長が指名した者で構成
③投資政策委員会議事録を作成。

↓

運用部担当ポートフォリオマネジャー

①投資政策委員会で決定した基本的な運用方針ならびに運用計画書に従ったファンド運用の実行。

↓

運用管理委員会

①毎月１回会議を開催し、運用実績・成果の分析と流動性リスクを含むリスク管理および約款等の遵守状況のモニタリングを行う。
②代表取締役、運用本部長、投資顧問本部長、運用本部各部長、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス部長、商品企画部長、内部監査室長及び委員長が指名した者で構成
③運用管理委員会議事録を作成。

コンプライアンス部
（コンプライアンス・オフィサー）

①当ファンドの運用の基本方針や運用計画の遵守状況およびリスク管理状況のモニタリング。

（注）上記組織は、2025年11月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

２．事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

2025年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	10本	54,451百万円

（親投資信託を除く）

３．委託会社等の経理状況

１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

２）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３）当社は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、事業年度（2024 年４月１日から 2025 年３月 31 日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、SKIP 監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日現在）	当事業年度 （2025年３月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金	250,837	305,440
未収委託者報酬	215,776	202,141
未収運用受託報酬	2,810	2,542
未収投資助言報酬	－	486
未収収益	234	230
未収法人税等	3,748	716
関係会社短期貸付金	60,000	60,000
立替金	3,588	4,438
前払費用	5,752	5,477
その他	25	21
流動資産合計	542,773	581,495
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	421	254
リース資産	4,539	3,583
有形固定資産合計	※１ 4,960	※１ 3,837
無形固定資産		
電話加入権	52	52
無形固定資産合計	52	52
投資その他の資産		
長期前払費用	－	168
その他	20	20
投資その他の資産合計	20	188
固定資産合計	5,033	4,078
資産合計	547,806	585,574

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日現在）	当事業年度 （2025年３月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
未払金	16,681	23,803
未払代行手数料	93,761	88,550
未払費用	36,225	33,953
未払法人税等	2,934	5,633
未払消費税等	4,901	10,070
賞与引当金	13,558	12,322
預り金	4,894	3,732
リース債務	1,030	1,043
流動負債合計	173,985	179,108
固定負債		
長期未払金	601	－
退職給付引当金	5,794	5,968
リース債務	4,072	3,029
固定負債合計	10,467	8,997
負債合計	184,453	188,105
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	280,000	280,000
資本剰余金		
資本準備金	2,385	2,385
利益剰余金		
利益準備金	16,970	18,236
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	63,997	96,845
利益剰余金合計	80,967	115,082
株主資本合計	363,353	397,468
純資産合計	363,353	397,468
負債及び純資産合計	547,806	585,574

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	948,269	964,090
運用受託報酬	56,455	69,976
投資助言報酬	－	486
営業収益合計	1,004,724	1,034,552
営業費用		
支払手数料	441,842	444,163
広告宣伝費	1,086	4,219
調査費	136,160	131,599
委託計算費	30,982	31,052
営業雑経費		
通信費	1,055	1,060
協会費	1,372	1,411
印刷費	6,263	4,153
営業雑経費計	8,690	6,624
営業費用合計	618,762	617,660
一般管理費		
給料		
役員報酬	29,700	45,210
給料・手当	154,109	137,708
賞与	13,343	13,421
賞与引当金繰入額	13,558	12,322
退職給付費用	2,422	1,774
法定福利費	29,029	30,260
給料計	242,163	240,697
旅費交通費	5,484	3,037
租税公課	6,094	6,575
不動産賃借料	17,095	16,853
減価償却費	466	1,123
業務委託費	※１ 49,762	※１ 53,560
その他一般管理費	29,157	29,137
一般管理費合計	350,223	350,983
営業利益	35,738	65,908
営業外収益		
受取利息	※１ 1,431	※１ 1,461
為替差益	2,652	404
雑収入	107	72
営業外収益合計	4,191	1,939
営業外費用		
支払利息	11	58
営業外費用合計	11	58
経常利益	39,918	67,788
特別損失		
固定資産除却損	0	－
特別損失合計	0	－
税引前当期純利益	39,918	67,788
法人税・住民税及事業税	14,587	21,008
当期純利益	25,330	46,780

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株　主　資　本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	280,000	2,385	11,967	93,691	105,659	388,045
当期変動額						
剰余金の配当			5,002	△ 55,025	△ 50,022	△ 50,022
当期純利益				25,330	25,330	25,330
当期変動額合計	－	－	5,002	△ 29,694	△ 24,692	△ 24,692
当期末残高	280,000	2,385	16,970	63,997	80,967	363,353

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：千円）

	株　主　資　本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	280,000	2,385	16,970	63,997	80,967	363,353
当期変動額						
剰余金の配当			1,266	△ 13,931	△ 12,665	△ 12,665
当期純利益				46,780	46,780	46,780
当期変動額合計	－	－	1,266	32,848	34,115	34,115
当期末残高	280,000	2,385	18,236	96,845	115,082	397,468

［注記事項］

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法	(1)　有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 器具備品　５～15 年 (2)　リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1)　賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (2)　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
３．収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1)　委託者報酬 主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。 委託報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)　運用受託報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。 運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年２回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3)　成功報酬 成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 (4)　投資助言報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言を行うことであります。 投資助言報酬は、当該投資助言契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年２回受取ります。当該報酬は投資助言期間にわたり収益として認識しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方法によっております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2024 年３月 31 日）	当事業年度 （2025 年３月 31 日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　7,503 千円 リース資産　238 千円	※１．有形固定資産の減価償却累計額 器具備品　7,671 千円 リース資産　1,194 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
※１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております 業務委託費　32,760 千円 受取利息　1,428 千円	※１．関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 業務委託費　32,760 千円 受取利息　1,424 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	8,595	－	－	8,595
合計	8,595	－	－	8,595

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月27日 定時株主総会	普通株式	50,022	5,820	2023年 ３月31日	2023年 ６月28日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	配当金 の原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月25日 定時株主総会	普通株式	12,665	利益剰余金	1,473.56	2024年 ３月31日	2024年 ６月26日

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	8,595	－	－	8,595
合計	8,595	－	－	8,595

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月25日 定時株主総会	普通株式	12,665	1,473.56	2024年 ３月31日	2024年 ６月26日

(2)　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額（千円）	配当金 の原資	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月24日 定時株主総会	普通株式	23,390	利益剰余金	2,721.38	2025年 ３月31日	2025年 ６月25日

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

デジタル交換設備・電話機一式であります。

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「１.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

(3)　金融商品にかかるリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

②　市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

為替の変動リスクおよび価格の変動リスクは、リスク管理規程に基づき月次ベースで管理されています。

③　資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	前事業年度（2024 年３月 31 日）			当事業年度（2025 年３月 31 日）		
	貸借対照表計算額	時価	差額	貸借対照表計算額	時価	差額
リース債務	5,102	5,085	△16	4,072	4,014	△57
負債計	5,102	5,085	△16	4,072	4,014	△57

以下の項目は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未収収益」
「未収法人税等」「関係会社短期貸付金」「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」
「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10 年以内	10 年超
現金及び預金	250,837	－	－	－
未収委託者報酬	215,776	－	－	－
未収運用受託報酬	2,810	－	－	－
未収収益	234	－	－	－
未収法人税等	3,748	－	－	－
関係会社短期貸付金	60,000	－	－	－
立替金	3,588	－	－	－
合計	536,995	－	－	－

当事業年度（2025 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10 年以内	10 年超
現金及び預金	305,440	－	－	－
未収委託者報酬	202,141	－	－	－
未収運用受託報酬	2,542	－	－	－
未収投資助言報酬	486	－	－	－
未収収益	230	－	－	－
未収法人税等	716	－	－	－
関係会社短期貸付金	60,000	－	－	－
立替金	4,438	－	－	－
合計	575,995	－	－	－

（注２）リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	1,030	1,043	1,056	1,070	902	－
合計	1,030	1,043	1,056	1,070	902	－

当事業年度（2025 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	1,043	1,056	1,070	902	－	－
合計	1,043	1,056	1,070	902	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)　時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	前事業年度（2024 年３月 31 日）				当事業年度（2025 年３月 31 日）			
	時価（千円）				時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	5,085	－	5,085	－	4,014	－	4,014
負債計	－	5,085	－	5,085	－	4,014	－	4,014

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係わるインプットの説明

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当該事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．簡便法を適用した退職給付制度

(1)　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	5,443　千円	5,794　千円
退職給付費用	2,422	1,774
退職給付の支払額	△2,072	△1,600
退職給付引当金の期末残高	5,794	5,968

(2)　退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	5,794　千円	5,968　千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,794	5,968
退職給付引当金	5,794	5,968
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,794	5,968

(3)　退職給付費用

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	2,422　千円	1,774　千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024 年３月 31 日）	当事業年度 （2025 年３月 31 日）
繰延税金資産		
未払事業税	819　千円	1,316　千円
退職給付引当金	1,774	1,881
賞与引当金	4,151	3,772
繰越欠損金（注１）	120,684	124,605
その他	925	680
繰延税金資産小計	128,355	132,256
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金（注１）	△120,684	△124,605
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△7,671	△7,650
評価性引当額小計	△128,355	△132,256
繰延税金資産合計	－	－

（注１）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※１）	－	－	－	－	104,050	16,633	120,684
評価性引当額	－	－	－	－	△104,050	△16,633	△120,684
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

当事業年度（2025 年３月 31 日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金（※１）	－	－	－	107,268	17,337	－	124,605
評価性引当額	－	－	－	△107,268	△17,337	－	△124,605
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった項目別の内訳

	前事業年度 （2024 年３月 31 日）	当事業年度 （2025 年３月 31 日）
法定実効税率	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.79%	
住民税均等割	0.73%	
法人税特別控除	△1.12%	
評価性引当額の増減	0.21%	
その他	0.32%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.54%	

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年８月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識に関する注記）

１．収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	
主要な投資運用サービス	報酬合計	（うち成功報酬）	報酬合計	（うち成功報酬）
投資信託（委託者報酬）	948,269	（－）	964,090	38,641
投資一任契約（運用受託報酬）	56,455	（－）	69,976	（－）
投資助言報酬	－	（－）	486	（－）
合計	1,004,724	（－）	1,034,552	（－）

２．収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「３.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)　営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90％を超えるため、記載を省略しております。

(2)　有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）		当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	
投資信託の名称	報酬合計	関連する サービスの種類	報酬合計	関連する サービスの種類
CAM ベトナムファンド	106,802	投資運用業	145,490	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	445,193	投資運用業	433,018	投資運用業
世界ツーリズム株式ファンド	258,512	投資運用業	200,321	投資運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス㈱	東京都 千代田区	1,000	持株会社	（被所有） 直接 100.0	役員の兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の支払（注４）	32,760	－	－
							資金貸付（注３）	120,000	短期貸付金	60,000
							利息の受取（注３）	1,428	未収利息	234
							建物の賃借（注２）	17,095	－	－

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディングス㈱	東京都 千代田区	1,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 業務委託 資金融資	業務委託費の支払(注４)	32,760	－	－
							資金貸付(注３)	120,000	短期貸付金	60,000
							利息の受取(注３)	1,424	未収利息	230
							建物の賃借(注２)	16,853	－	－

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	キャピタル パートナーズ 証券㈱	東京都 千代田区	1,000	金融商品取扱会社	－	業務委託	証券代行手数料の支払(注１)	35,226	未払代行手数料	10,040
同一の親会社を持つ会社	キャピタル リサーチ＆ インベスト メンツ㈱	東京都 千代田区	40	投資銀行・情報サービス会社	－	業務委託	調査業務委託支払(注４)	12,000	－	－

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	キャピタル パートナーズ 証券㈱	東京都 千代田区	1,000	金融商品取扱会社	－	業務委託	証券代行手数料の支払(注１)	35,555	未払代行手数料	9,649
							業務委託費の支払(注４)	9,660	－	－
同一の親会社を持つ会社	キャピタル リサーチ＆ インベスト メンツ㈱	東京都 千代田区	40	投資銀行・情報サービス会社	－	業務委託	調査業務委託支払(注４)	12,000	－	－

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 提供を受ける業務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)　親会社情報

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社（非上場）

(2)　重要な関連会社の要約財務諸表

当該事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
１株当たり純資産額	42,274円94銭	46,244円14銭
１株当たり当期純利益金額	2,947円12銭	5,442円76銭
	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません	

（注１）１株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
純資産の部の合計額	363,353千円	397,468千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－	－
普通株式に係る純資産額	363,353千円	397,468千円
１株当たりの純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,595株	8,595株

（注２）１株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益金額	25,330千円	46,780千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益金額	25,330千円	46,780千円
普通株式の期中平均株式数(株)	8,595株	8,595株

中間財務諸表等

１　中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 (2025年9月30日現在)
（資産の部）	
流動資産	
現金及び預金	262,011
未収委託者報酬	196,944
未収運用受託報酬	2,664
未収投資助言報酬	898
未収収益	238
未収法人税等	59
短期貸付金	60,000
立替金	2,770
前払費用	5,189
その他	194
流動資産合計	530,971
固定資産	
有形固定資産	
器具備品	181
リース資産	3,105
有形固定資産合計	※1　3,287
無形固定資産	
電話加入権	52
無形固定資産合計	52
投資その他の資産	
保証金	20
長期前払費用	148
投資その他の資産合計	168
固定資産合計	3,508
資産合計	534,480

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
未払金	5,755
未払代行手数料	87,085
未払費用	30,594
未払法人税等	2,961
賞与引当金	6,785
預り金	5,006
リース債務	1,049
その他	※2　5,468
流動負債合計	144,707
固定負債	
リース債務	2,502
退職給付引当金	3,739
固定負債合計	6,241
負債合計	150,949
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	280,000
資本剰余金	
資本準備金	2,385
利益剰余金	
利益準備金	20,575
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	80,569
利益剰余金合計	101,145
株主資本合計	383,531
純資産合計	383,531
負債及び純資産合計	534,480

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
営業収益	
委託者報酬	414,941
運用受託報酬	33,960
投資助言報酬	1,628
営業収益合計	450,530
営業費用	
支払手数料	196,049
広告宣伝費	1,690
調査費	60,134
委託計算費	15,297
営業雑経費	
通信費	575
協会費	680
印刷費	1,045
営業雑経費計	2,300
営業費用合計	275,472
一般管理費	
給料	
役員報酬	23,550
給料・手当	70,367
賞与引当金繰入	6,785
退職給付費用	622
法定福利費	14,404
給料計	115,729
旅費交通費	1,550
租税公課	2,809
不動産賃借料	8,415
減価償却費	※１　549
業務委託費	22,874
その他一般管理費	14,143
一般管理費合計	166,072
営業利益	8,985
営業外収益	
受取利息	791
為替差益	27
雑収入	189
営業外収益合計	1,008
営業外費用	
支払利息	24
営業外費用合計	24
経常利益	9,969
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前中間純利益	9,969
法人税、住民税及び事業税	516
中間純利益	9,452

［注記事項］

（重要な会計方針）

1　固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具備品　　５年～15年 （2）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
2　引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
3　収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスを提供し、委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。 委託者報酬 主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって年４回もしくは、年２回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 また、成功報酬は、投資信託の信託約款に基づき、対象となるファンドの特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 運用受託報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資一任契約に基づき、資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。 運用受託報酬は、当該投資一任契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合もしくは月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって月次もしくは年２回受取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 また、成功報酬は、対象顧客との一任契約に基づき、対象となる運用資産の特定のベンチマークを超える超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 投資助言報酬 主な履行義務は、対象顧客との投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言を行うことであります。 投資助言報酬は、当該投資助言契約に基づき、日々の純資産に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年２回受取ります。当該報酬は投資助言期間にわたり収益として認識しております。
4　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（1）消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 （2）グループ通算制度の適用 当社は、グループ通算制度を適用しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （2025年９月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 器具備品　1,030千円 リース資産　1,672千円 ※２．仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
※１．減価償却費の内容は次のとおりであります。 有形固定資産減価償却費額　549千円

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファインス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

デジタル交換設備・電話機一式であります。

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「１.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

当中間会計期間(2025 年９月 30 日)

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務	3,552	3,473	△78
負債計	3,552	3,473	△78

以下の項目は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未収収益」
「未収法人税等」「短期貸付金」「立替金」「未払金」「未払代行手数料」「未払費用」
「未払法人税等」「預り金」

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該価格の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース債務	－	3,473	－	3,473
負債計	－	3,473	－	3,473

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係わるインプットの説明

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）
当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
１．収益を分解した情報

（単位：千円）

主要な投資運用サービス	報酬合計	（うち成功報酬）
委託者報酬	414,941	（－）
運用受託報酬	33,960	（－）
投資助言報酬	1,628	（－）
合計	450,530	（－）

２．収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針「３.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
当中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）
１．サービスごとの情報
単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
（１）営業収益
本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。
（２）有形固定資産
有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	46,582	投資運用サービス又は委託者報酬
ベトナム成長株インカムファンド	194,147	投資運用サービス又は委託者報酬
世界ツーリズム株式ファンド	77,978	投資運用サービス又は委託者報酬

（１株当たり情報）

項目	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
１株当たり純資産額 １株当たり中間純利益金額	44,622円58銭 1,099円81銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （2025年９月30日）
純資産の部の合計額	383,531千円
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	383,531千円
普通株式の中間会計期間末株式数	8,595株

（注２）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
中間純利益金額	9,452千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	9,452千円
普通株式の期中平均株式数	8,595株

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025年６月17日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

ＳＫＩＰ監査法人

東京都千代田区

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　宮村 和哉

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　　葛西 晋哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年12月18日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

ＳＫＩＰ監査法人
東京都千代田区
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　葛西 晋哉

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の2025年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略

され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

公開日　2025 年 12 月 23 日
作成基準日　2025 年 12 月 18 日

本店所在地　東京都千代田区内神田一丁目１３番７号
お問い合わせ先　総合企画部